

都市ガス供給仕様書

1 概要

- (1) 需要場所 大阪市役所本庁舎（大阪市北区中之島 1 丁目 3 番 20 号）
- (2) 用途 中圧系統（空調系統・ボイラー系統）、低圧系統

2 ガスの概要

- (1) ガスの種類 都市ガス 13A
- (2) 供給熱量 標準熱量 45MJ/N m³
- (3) 供給圧力 中圧及び低圧

3 使用条件の概要

- (1) 契約最大使用量：300 m³ N/h
（契約最大使用量とは、契約期間を通じて 1 時間当たりの最大ガス使用量をいう。）
- (2) 契約年間使用量：278,700 m³
（契約年間使用量とは、契約期間の契約予定月別使用量の合計量をいう。）
- (3) 契約年間引取量：195,090 m³
（契約年間引取量とは、発注者が契約期間において最低引き取らなければならないガス量をいう。）
- (4) 契約最大需要期使用量：82,600 m³
（契約最大需要期使用量とは、本契約期間の 12 月から翌 3 月まで（4 か月間）における合計ガス使用量をいう。）
- (5) 予定月別使用量は、別表 1 による。
- (6) 用途別の系統詳細は、別表 2 による。
- (7) 契約年間最高使用量：362,310 m³
（契約年間最高使用量とは、契約期間の最高ガス使用量（ガス使用量の上限）をいう。）

4 供給期間

令和 7 年 4 月使用検針分から令和 8 年 3 月使用検針分までとする（1 年間）。

5 ガス料金の算定基準

- (1) 入札時原料費料金単価の算定に当たっては、財務省貿易統計の令和 5 年 8 月から令和 6 年 7 月までの公表値の平均原料価格（LNG94,038 円／t、LPG92,374 円／t）を用いて算定すること。また、石油石炭税等租税課金は LNG1,860 円／t、LPG1,860 円／t を用いて算出すること。なお、経済産業省資源エネルギー庁が実施する「電気・ガス価格激変緩和対策」及び「酷暑乗り切り緊急支援」等の値引きは含まないものとする。

- (2) 託送供給料金単価は、大阪ガスネットワーク株式会社（以下「一般ガス導管事業者」という。）の令和 6 年 7 月 1 日時点の小売託送供給約款における託送供給料金を適用する。
なお、一般ガス導管事業者の小売託送供給約款が改正され、託送供給料金単価が変更になった場合は、改定後の一般ガス導管事業者の小売託送供給約款に定める託送供給料金単価によるものとする。

6 ガス料金原料費調整

- (1) 受注者は、毎月のガス料金を算定するに当たり、入札時の原料費に変動が生じた場合は、供給条件（本契約書第 1 条の 2 に規定する供給条件をいう。以下同じ。）に定めるところにより、原料費料金単価の調整を行い、ガス料金を算定することができる。
- (2) (1)の原料費料金単価の調整は、2 か月ごとにできるものとする。
- (3) 原料費料金の単価調整とは、入札時に算出される原料費と、請求時に算出された原料費との差額を、入札時の単価に増減して請求時の単価とすることを意味する。
- (4) 原料費料金の単価調整を行う場合、受注者は入札時と請求時の原料費料金単価算出の根拠資料を提出するものとする。
- (5) 受注者が、原料費調整を行うに当たって(1)～(4)の規定により難しい場合は、発注者と受注者は別途協議の上、取扱いを決定する。

7 契約最大需要期使用量の超過

本契約期間のうち、12 月から翌 3 月まで（4 か月間）における実績使用量が契約最大需要期使用量の 105 パーセントを超過した場合、受注者は発注者に対し、供給条件により算定した精算額を請求することができる。

8 ガス料金の算定

ガス料金は、1 か月（本契約書の第 10 条で定める期間）の使用量により算定する。なお、入札時の契約年間使用量は予定使用量であるため、契約期間中における毎月のガス使用量に応じて計算する。

9 ガスの安定供給

受注者は、大阪市役所本庁舎におけるガスの安定供給を図らねばならない。ただし、以下の場合、ガスの供給を中止し、又はガスの使用を制限、若しくは中止の申出ができる。

- (1) ガスの需要上、やむを得ない場合
- (2) 一般ガス導管事業者及び受注者のガス供給設備に故障が生じ、又は生じるおそれがある場合
- (3) 一般ガス導管事業者及び受注者のガス供給設備の修繕、変更その他の工事上、やむを得ない場合

- (4) 天災地変等の場合
- (5) その他保安上、必要がある場合

10 ガス使用量の測定方法

- (1) 一般ガス導管事業者が設置した取引用ガスメータにより毎月検針を行うものとする。
- (2) 検針場所は、地下2階ガスガバナー室（3か所）とする（別図参照）。
- (3) 月ごとの使用期間は、本契約書の第10条で定める期間とする。

11 ガス供給設備の財産分界点

敷地境界線とする。

12 保安業務及びメンテナンス業務

- (1) 受注者は、内管（ガス工事）に関する連絡先、ガス消費機器に関する連絡先を各々設定し、発注者へ伝達し緊急時連絡するよう依頼すること。
- (2) 受注者は、ガス消費機器について、ガス事業法（昭和29年法律第51号）、政省令に定める保安業務のほか、以下の保安業務を実施すること。

ア 小型湯沸器（不完全燃焼防止装置有り、無しを問わない）及びCF式・FE式湯沸器のCO測定、機器の誤接続有無の確認、機器のガス種適合調査、ガス消費機器の漏えい検査、業務用換気警報器の設置促進をガス開栓後以後4年に1回以上の頻度で行われるよう実施すること。

イ 本供給期間開始前に機器の型式調査を行い、受注者にて登録しておくこと。

- (3) 従来の保安レベルを担保するため、受注者は以下の一般ガス導管事業者が実施する点検作業に協力すること。

点検種別	点検頻度
ア 緊急ガス遮断弁の作動試験	年1回
イ ガバナーの点検	年1回
ウ Mg陽極試験	年1回
エ 中圧ガスメータのストレーナ点検	年1回
オ 安全点検	年1回
カ 引込管遮断装置の機能確認	年1回

13 緊急時の対応

- (1) 受注者は、緊急対応が発生した際は、臨時供給体制の確保等、一般ガス導管事業者に積極的に協力し、速やかかつ適切に対応すること。
- (2) 受注者は、災害時の臨時供給における設備を保有し、体制を整えていること。

14 その他

- (1) 供給申込書（入札書）に記載する金額には、本契約におけるガスの供給に必要な費用を全て含めること。なお、契約締結時（契約書作成時）には供給申込書（入札書）に記載した金額の算定根拠となった単価を契約書別紙1「ガス料金内訳書」に記載すること。
- (2) 応札に当たっては本仕様書を十分検討し、疑義ある場合は質問期間内に指定の方法によりよく質し、その内容を熟知の上、応札するものとする。質問受付期間経過後の疑義については受付しない。契約後における仕様書の疑義は、本市の解釈によるものとする。

15 事業担当

大阪市総務局行政部総務課庁舎管理グループ

〒530-8201 大阪市北区中之島 1－3－20

電話 06 - 6208 - 7381

別表 1

令和 7 年度 予定月別使用量

使用月	使用量 (m ³)		
	中圧系統	低圧系統	合計
4月	200	700	900
5月	1, 600	500	2, 100
6月	17, 700	500	18, 200
7月	43, 100	600	43, 700
8月	58, 200	500	58, 700
9月	50, 100	500	50, 600
10月	19, 700	600	20, 300
11月	1, 000	600	1, 600
12月	13, 300	600	13, 900
1月	28, 400	600	29, 000
2月	19, 400	600	20, 000
3月	19, 100	600	19, 700
合計	271, 800	6, 900	278, 700

用途別系統詳細

空調系統

供給圧力	中圧 B
ガスメーター号数	500号× 1 基

ボイラー系統

供給圧力	中圧 B
ガスメーター号数	350号× 1 基

低圧系統

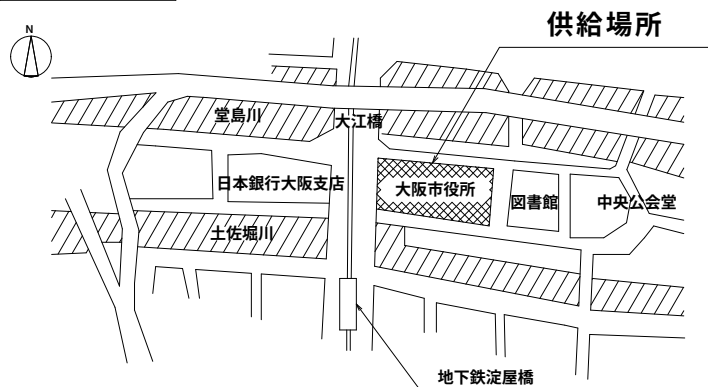
供給圧力	低圧
ガスメーター号数	120号× 1 基（未使用）、50号× 1 基

別図

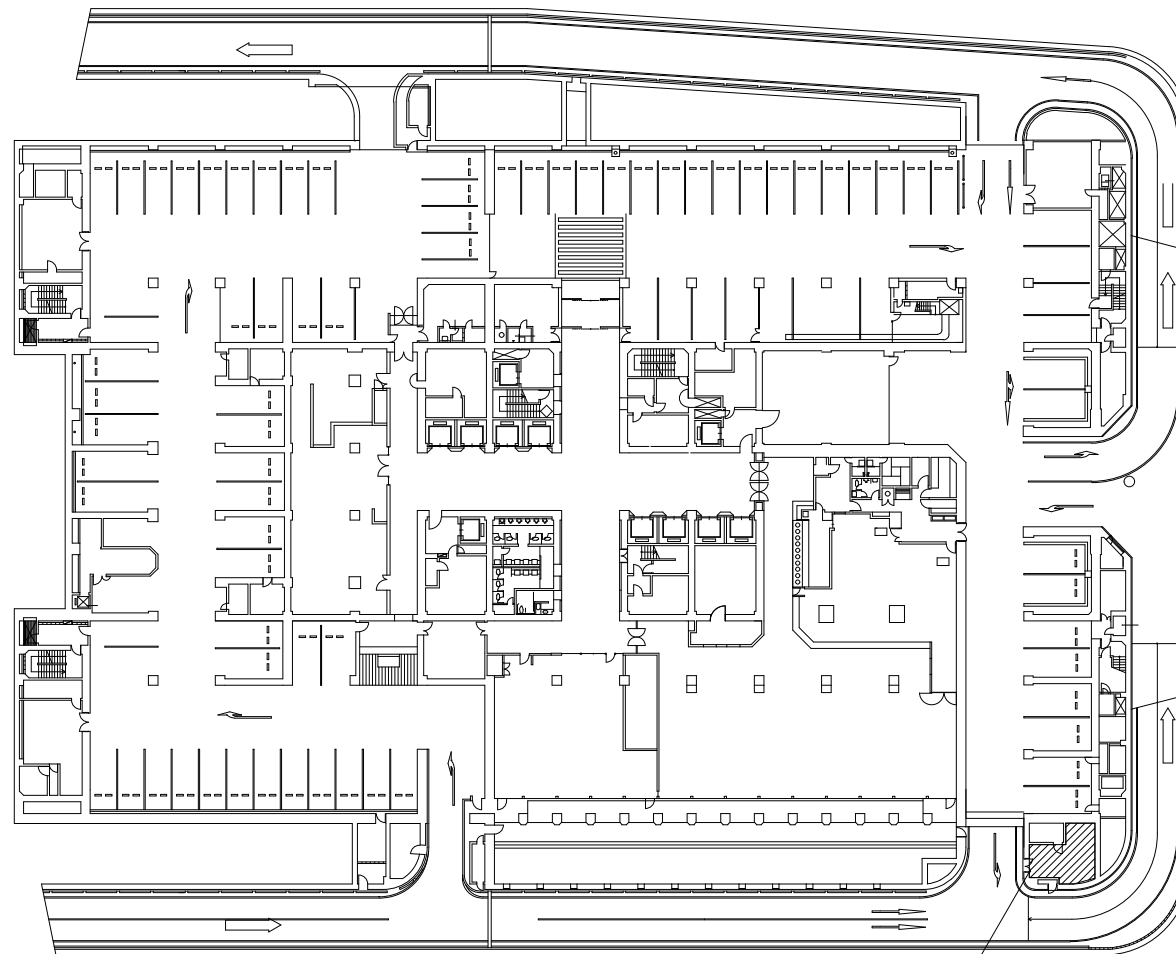
建物概要

所在地	大阪市北区中之島1-3-20（大阪市役所本庁舎）
建築規模	地下4階地上8階（塔屋3階） 鉄骨鉄筋コンクリート造 敷地面積：12,815㎡ 延床面積：75,010㎡

附近見取図



地下2階平面図



検針場所：ガスガバナー室内